

空港対策やや前進

『地元の実情を考慮して…』と運輸省、公団

町側 迷惑料を再要望 民防範囲の拡大 (重点4項目の解答)

運輸省、空港公団から町の要望する重点四項目に対する回答が十一月十六日提示されました。

回答内容は、周辺対策交付金問題では、地元の実情を考慮しながら配分基準を現在検討中であり、またより次第地元の説明、騒音区域周辺の民防対策と経費の全額国庫負担については、開港後の測定結果が八五WECPNL以上の騒音が生じた場合は弾力的に措置する。鉄道の延伸、Bラン飛行直下の直通道路と産業開発道路建設問題は、九十九里地域一帯の開発と合わせて誠意をもって検討してまいりたいという内容のものでした。この回答は、運輸省が高橋航空局長、空港公団が大塚総裁、町田副総裁名で行われました。回答内容は次のとおりです。

① 周辺対策交付金を裏側町村に重点配分するように

運輸省高橋航空局長回答
新東京国際空港周辺対策交付金(仮称)の配分交付については、地元の実情を勘案し、騒音区域内世帯数、騒音地区内面積及び公共施設等を交付基準の要素として取り入れる方向で検討しており、関係機関と協議のうえ適切なものとしてまいりたい。

大塚公団総裁回答
新東京国際空港周辺対策交付金(仮称)の配分交付については騒

音地区内世帯数、騒音地区土地面積及び公共施設等を交付基準の要素として取り入れる方向で検討しており、今後、関係機関と協議のうえ適切なものとする。

町田公団副総裁(補足)
新東京国際空港周辺対策交付金(仮称)の配分基準(案)ができ次第、早急に説明いたします。

② 騒音区域(中台)に準ずる周辺地域の民防と経費の全額国庫負担について

運輸省高橋航空局長回答
航空機騒音に係る環境基準の中

間目標を地元の協力を得て早期に達成するよう努力しているが、開港後できるだけ早期に、昭和五八年最終目標の達成を図るべく、その一環として当地区も民家防音工事の対象となるよう配慮してまいりたい。

また、民家防音工事に係る改造工事については、既に実質的に個人負担はないように措置されているところであるが、防音室の増築に係る個人負担については、なお一層の軽減を図るよう努力してまいりたい。

大塚公団総裁回答

A滑走路に係る騒音区域については、五一年一月告示指定が行われたところであるが、開港後における測定結果により、騒音区域の修正の必要が生じた場合には、貴町とも協議のうえ、関係機関に対し告示の変更を働きかけ、所要の対策を実施する。

防音室の増築については、個人負担の一層の軽減に努める。また既存住宅の全室防音工事については、昭和五三年度末までに試行を完了し、実情に応じ引き続き措置するようにする。

町田公団副総裁(補足)

騒音区域指定告示外の地域について、開港一ヶ月後における一週間の測定結果により85WECPNL以上の騒音が生じた場合には弾力的に措置することといたします。

③ 鉄道の延伸 ④ 直通道路および開発道路の新設

将来における九十九里地域一帯の地域開発の進展に対応して今後地元における具体的計画の策定をも勘案しつつ、千葉県と十分協議して誠意をもって検討してまいりたい。

前回陳情の際に受けた説明よりは前進した回答となっております。

町はこの回答をうけて十一月二十四日空港関連問題対策委員会を、二十八日には町議会の空港議員協議会を開催、回答の処理について検討を行いました。対策委員会、議員協議会共前進とはいいいながらも必ずしも町要望を満たしたものではありませんため更に交付金問題、鉄道・道路問題等について折衝を続けることを確認しました。町も双方の意見にそって更に前進するよう努力してまいります。

